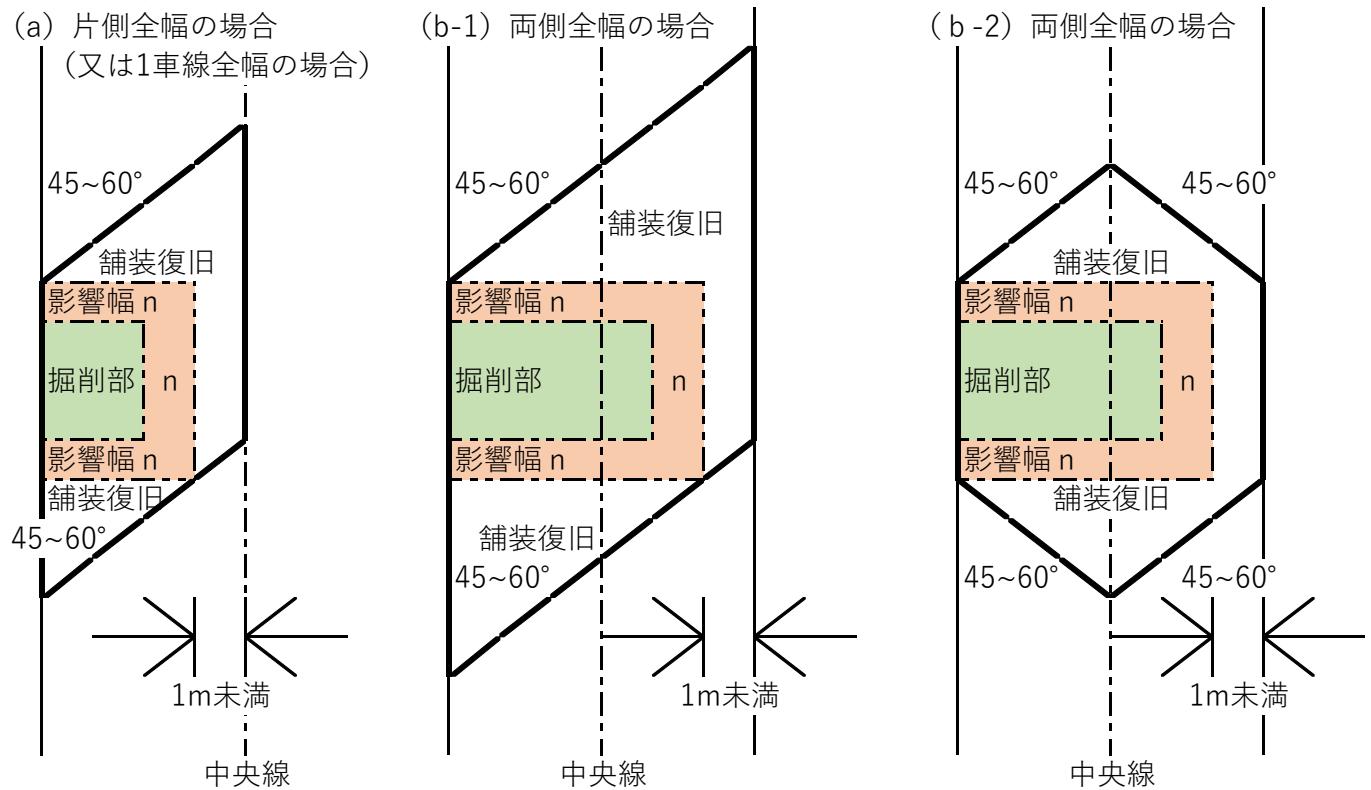


①全幅復旧の場合の A s 補装復旧範囲（端部処理）の例

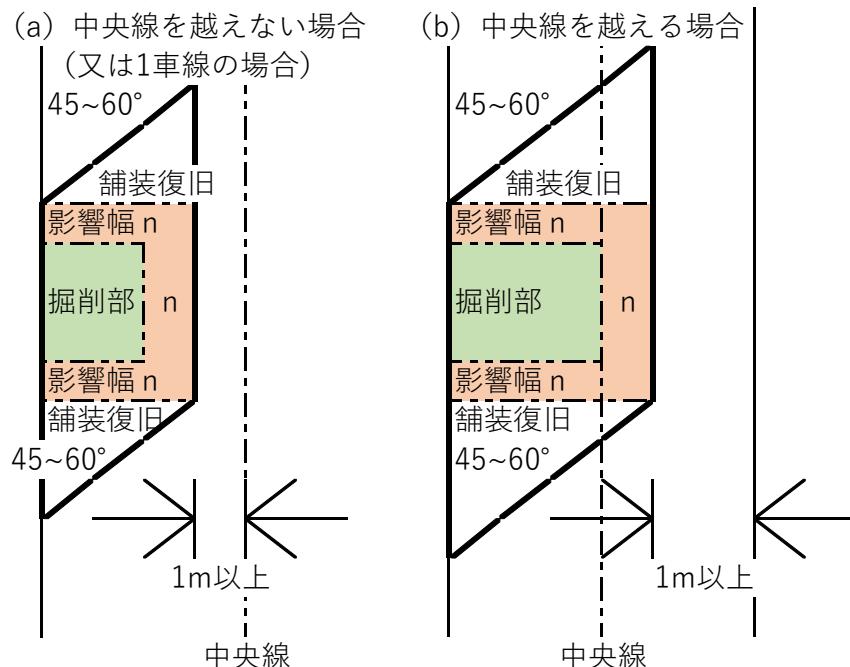
掘削（横断）の影響幅（ $n = 50\text{ cm}$ ）を確保した際に、既設舗装の幅（※1）が1m未満の場合



【b-1、b-2はどちらの形状でも選択可】

②影響幅復旧の場合の A s 補装復旧範囲（端部処理）の例

掘削（横断）の影響幅（ $n = 50\text{ cm}$ ）を確保した際に、既設舗装の幅（※1）が1m以上の場合



※1 中央線がある場合は中央線までの幅とする。ただし、1車線でも幅員が6.5m（2.75m + 2.75m + 0.5m + 0.5m）以上の場合は、中央線がある場合と同様に取り扱う。

※2 原形がA-s舗装で歩道の掘削（横断）の場合は、掘削部と影響幅部分を舗装復旧範囲とする。なお、縦断方向の掘削については、復旧幅にかかわらず、上図の端部処理は不要とする。原形がC-o舗装の場合は、掘削部（縦断・横断）を舗装復旧範囲とする。